

## ■健康診断の結果に記載されている指導区分について

健康診断を受検された後、学校医や産業医が、結果の値や問診の状況をみて、健康上の事後措置（制限の内容）を決めています。指導区分は、生活規制のアルファベットのA～Dと、医療の数字1～3を組み合わせています。例えば「D」の「1～3」であれば、「授業や業務に特に制限はないが、数字に示されているような対応を取ってください」ということになります。

|      | 区分 | 制限の内容(A～Dと1～3の組み合わせで表現されます)       |
|------|----|-----------------------------------|
| 生活規制 | A  | 療養のために休業していただきます。                 |
|      | B  | 業務や授業の内容や時間を制限します。                |
|      | C  | 標準を超える業務や授業(夜勤や時間外勤務、出張など)を制限します。 |
|      | D  | 業務や授業に特に制限はありません。                 |
| 医療   | 1  | 治療を受けてください。                       |
|      | 2  | 専門家による経過観察や保健指導を受けてください。          |
|      | 3  | 医療等は特に必要ありません。                    |